

訪問看護ステーション ココノネ
指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 合同会社ココノネが設置する訪問看護ステーション ココノネ（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保 するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

（指定訪問看護の運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の 維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
 - 6 前5項のほか、「兵庫県法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等の条例（平成24年3月21日兵庫県条例第4号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防訪問看護運営の方針）

- 第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅 において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努め

るものとする。

- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「丹波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成27年3月16日条例第9号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第4条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 訪問看護ステーション ココノネ
- （2）所在地 丹波市氷上町上成松 30 番地コーポマルサン 201 号

第6条 出張所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 訪問看護ステーション ココノネ 市島サテライト
- （2）所在地 丹波市市島町酒梨 156 番地 2

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第7条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- （1）管理者兼看護職員 1 名（常勤職員） 管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- （2）看護職員 常勤換算 2.5 人以上 看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。
- （3）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数 *必要に応じて雇用する。看護職員の代わりに、看護業務の一環としてリハビリテーションを担当する。
- （4）事務職員 1 名 事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。
- (4) サービス提供時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- (5) 上記の営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第9条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- ①健康状態の観察・疾病予防・悪化の防止の支援・病状の観察・疾患に対する専門的看護と指導
- ②内服管理と薬効の評価
- ③栄養管理・食事摂取への援助・排泄ケア、清潔ケア（入浴、清拭、足浴、洗髪、口腔ケア等）等の日常生活援助と指導
- ④療養生活や介護方法の相談と指導
- ⑤寝たきり、床ずれ予防
- ⑥医療的処置・管理（チューブ類の管理、服薬管理、床ずれや創傷の処置、医療機器の管理、その他医師の指示による処置・管理、酸素療法管理、気管内・口腔内・鼻腔の吸引、膀胱留置カテーテル交換・管理・膀胱洗浄、人工肛門処置・管理、人工膀胱処置・管理、胃瘻管理、気管カニューレ処置・管理、人工呼吸器使用上の管理、CAPDの灌流液交換・管理、血糖値管理、注射・点滴、採血、浣腸・摘便、その他検査補助、その他緊急対応と処置など）
- ⑦認知症の看護や心理的看護
- ⑧リハビリテーション看護と自主トレーニングの指導
- ⑨緩和ケア
- ⑩ターミナルケア
- ⑪家族や介護者への支援（介護方法の指導、不安やストレスに対するケア、看取り後の遺族ケア）
- ⑫社会資源利用や各種保険利用の相談と支援
- ⑬退院時支援
- ⑭精神的ケア
- ⑮訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護の利用料等)

- 第10条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬 告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 3 交通として実施地域を越えて行う場合、片道5km毎に500円徴収する。また、車両の駐車場所の確保が困難な場合は周辺の有料駐車場等を利用し、その実費代金を徴収する。
- 4 医療機関から提供されている衛生材料が不足しており、衛生材料の追加使用をやむをえない場合に、利用者もしくはご家族からの同意を得て、当訪問看護ステーションが提供した分の衛生材料を実費負担とする。
- 5 死後処置を行った場合は15,000円を徴収する。営業時間外の場合は4,000円を追加徴収する。
- 6 利用者からキャンセルがあった場合で、サービス提供の前営業日までに連絡がなかった場合は、1提供あたり利用料の100%を徴収する。ただし、利用者の容態の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料不要とする。
- 7 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 8 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の事業の実施地域は、丹波市全域、福知山市(夜久野地区、大江地区を除く)とする。

(衛生管理等)

- 第12条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレ

び電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故の発生防止のための会議及び従業者に対する研修を行う。

5 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

(苦情処理)

第14条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会

から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な 取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2）虐待防止のための指針の整備

（3）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防 訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

3 事業所は、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体

的拘束」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第19条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第20条 事業所は、その提供する介護保険サービスの質の評価を行い、その改善を図らなければならない。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所の従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。

5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社ココノネと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

7 事業所は、適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則 この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則 この変更規定は、令和8年8月1日から施行する。